

九州がんセンターにおける意思決定支援に関する指針

1. 基本方針

当院は、＜私たちは「病む人の気持ちを」そして「家族の気持ちを」尊重し 温かく、思いやりのある最良のがん医療をめざします＞を基本理念としている。

患者さんやご家族の気持ちに寄り添い、患者さんが、その人らしく過ごすために適切な意思決定を支援し、その意思を尊重した最善のがん医療・ケアを行うこと、また、いつか迎える人生の最終段階においても、患者さんの生活の質の維持・向上を図る全人的ながん医療・ケアを優先的にを行うことを基本方針とする。

2. 意思決定に基づくがん医療・ケアの在り方

- 医療・ケアの方針は、医学的・社会的妥当性についての情報を共有した上で患者さん本人の意思決定を尊重して医療・ケアチームで決定する。
- 患者さん本人の意思は変化するため、継続的な支援と話し合いが必要である。
- ご家族等との話し合いも重要で、信頼できる者を事前に定めることが推奨される。
- 疼痛や不快な症状の緩和を含む総合的な医療・ケアが求められる。
- 生命を短縮させる意図をもつ積極的安楽死は、本指針では対象としない。

3. 当院におけるがん医療・ケアの方針に関する意思決定の進め方

(1) 患者さんの意思の確認ができる場合

- ① 方針の決定は、患者さんの状態に応じた専門的な医学的検討を経て、医師等の医療従事者から適切な情報の提供と説明がなされることが必要である。そのうえで、患者さんと医療・ケアチームとの合意形成に向けた十分な話し合いを踏まえた患者さんによる意思決定を基本とし、多専門職種から構成される医療・ケアチームとして方針の決定を行う。
- ② 時間の経過、心身の状態の変化、医学的評価の変更等に応じて患者さんの意思が変化しうるため、医療・ケアチームにより、適切な情報の提供と説明がなされ、患者さんが自らの意思をその都度示し、伝えることができるような支援が行われることが必要である。この際、患者さんが自らの意思を伝えられない状態になる可能性があることから、ご家族等も含めて話し合いが繰り返し行われることも必要である。
- ③ このプロセスにおいて話し合った内容は、その都度、診療録に記録する。

(2) 患者さんの意思の確認ができない場合

患者さんの意思確認ができない場合には、次のような手順により、医療・ケアチームの中で慎重な判断を行う必要がある。

- ① ご家族等が患者さんの意思を推定できる場合には、その推定意思を尊重し、患者さんにとっての最善の方針をとることを基本とする。
- ② ご家族等が患者さんの意思を推定できない場合には、患者さんにとって何が最善であるかについて、患者さんに代わる者として家族等と十分に話し合い、患者さんにとっての最善の方針をとることを基本とする。時間の経過、心身の状態の変化、医学的評価の変更等に応じて、このプロセスを繰り返し行う。

- ③ ご家族等がいない場合及びご家族等が判断を医療・ケアチームに委ねる場合には、患者さんにとっての最善の方針をとることを基本とする。
- ④ このプロセスにおいて話し合った内容は、その都度、診療録に記録する。

(3) 多職種からなる話し合いの場の設置

(1)及び(2)の場合において、方針の決定に際し、以下の場合等については、臨床倫理サポートチーム等の多職種からなる話し合いの場を別途設置し、医療・ケアチーム以外の者を加えて、方針等についての検討を行うことが必要である。

- ・ 医療・ケアチームの中で心身の状態等により医療・ケアの内容の決定が困難な場合
- ・ 患者さんと医療・ケアチームとの話し合いの中で、妥当で適切な医療・ケアの内容についての合意が得られない場合
- ・ ご家族等の中で意見がまとまらない場合や、医療・ケアチームとの話し合いの中で、妥当で適切な医療・ケアの内容についての合意が得られない場合

4. アドバンス・ケア・プランニング(ACP)の取り組み

アドバンス・ケア・プランニング(ACP)を通して、患者さんにご家族の意思決定等を支援する。

アドバンス・ケア・プランニング(ACP)とは

- ・ 患者さんの価値観をもとに、今までのことを振り返りつつ、体がつらく、自分で意思表示ができない時に備え、前もってこれからの治療・ケア・生活を医療者と共に考えていく事である。
- ・ 患者さん、ご家族が、今後の人生に大きく影響してくる治療や療養生活に関する説明を十分に理解し、病状によっては、今後起こってくるであろう“もしもの時”のことも視野に入れつつ、希望を持ち続けながら毎日を過ごせるよう、医療者も一緒に考え支援していくことが重要である。

患者さんに「あなたの気持ちの確認用紙」を配布し記載してもらい、ACPを含めた患者さんの意向や価値観を確認するための対話に活用する。

九州がんセンター
2025年5月1日 策定

【参考資料】

- ・ 人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン 厚生労働省 平成30年3月
- ・ 九州がんセンター 緩和ケアマニュアル「アドバンス・ケア・プランニングの取り組み」